

### 個別施策

## 第1章 施策1「生活環境を快適にします」



### 基本目標① 生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

公害の未然防止や拡大抑制に努め、大気や水、土壌などの環境を良好に保ち、健康で安全、快適に暮らせるまちを目指します。

### 第1節 大気環境の保全

#### 1 現状と課題

##### (1) 現状

##### 大気汚染とは

大気汚染は、工場での事業活動や自動車の使用などによっていおう酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）などの大気汚染物質が大気中に排出されることで発生します。これら大気汚染物質はぜん息や気管支炎の原因になるなど、呼吸器系に悪影響を与えるとされています。また、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等から生成される光化学オキシダント（Ox）の濃度が高くなると、目やのどに刺激を与え、健康被害がみられることがあります。

自動車の排気ガスにも含まれるベンゼン、かつてはドライクリーニングなどで使われていたトリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質や、ものが燃えた時に非意図的に発生するダイオキシン類などは、低濃度であっても長期的に摂取すると人の健康を損なう恐れがあるため、特に注意が必要です。



##### 国・県の取り組み

- 「環境基本法」第16条第1項の規定による人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染物質及び有害大気汚染物質並びに微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に係る環境基準が定められています。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が定められています（表2-1-1）。
- 「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制しています。
- 「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法において、水銀排出施設に係る届出義務、排出基準等が定められています。

表 2-1-1 大気汚染物質及び有害大気汚染物質並びにダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	
大気汚染物質	二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
	一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
	光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
有害大気汚染物質	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
	ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること	

### 本市の取り組み

- 安全安心で快適な生活環境を維持していくため、市内にある 4 測定局に大気汚染自動測定機を設置し、大気監視テレメーターシステムにより大気汚染物質について常時監視を行っています。また、中央、北部及び明徳の 3 測定局では、有害大気汚染物質を、中央及び北部の 2 測定局では、ダイオキシン類の常時監視を行っています（図 2-1-1）。
- 大気汚染物質の削減に向け、工場・事業場への立入検査を実施し、適切な施設管理及び排出基準の遵守を指導しています（写真 2-1-1）。



図 2-1-1 測定局配置図



● 一般環境大気測定局



● 自動車排出ガス測定局

- ダイオキシン類の一般大気中への排出を低減するため、事業者に対して、排出規制等の立入指導を行っています。



写真 2-1-1 大気汚染物質の測定

- 東日本大震災を契機に、放射線災害への備えとして、本市の平常時の放射線量を把握するため、空間放射線量率の測定を市役所本庁舎で実施し、市ホームページで結果を公表しています。本市独自の指標値（過去の測定値の平均値に標準偏差の5倍を加えた値）を超える値が計測された場合には、再測定を行うなど原因を特定するとともに、必要に応じて立入禁止や除染等の措置を講じます。
- 吹付け等アスベストの飛散防止対策として、特定粉じん排出作業現場において、届出対象作業現場の立入調査を実施しています（写真2-1-2）。



写真 2-1-2 アスベスト除去現場

## (2) これまでの取り組みの成果

- 大気汚染物質についての常時監視の結果、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）及び二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については環境基準を概ね達成しています。
- 一般大気中のダイオキシン類についての常時監視の結果、環境基準を達成しています。
- アスベスト除去現場への立入調査を行い、全ての現場において、作業基準を満たしていることを確認しています。

## (3) 今後の課題

### 定性的な課題

- 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は概ね環境基準を達成していますが、気象条件などの外的要因で悪化することも懸念されます。
- 野焼きや解体工事による粉じんに関する苦情が多いため、原因者への注意や指導を行う必要があります。
- 野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外<sup>\*</sup>を除き禁止されています。大気環境保全及び生活環境の向上のため、関係部署と連携し、例外規定も含め市民に正しく理解してもらう必要があります（写真2-1-3）。



写真 2-1-3 野外焼却

<sup>\*</sup>野外焼却禁止の例外としては、河川や道路の管理者が行う草焼き、どんと焼き、焼き畑、畔草の焼却、落ち葉焚き、焚き火などがあげられます。

### 定量的な課題

- 光化学オキシダント（Ox）は、2016（平成28）年度において、環境基準を超過した時間が3測定局平均で測定時間の約8%に相当する年間400時間程ありました。なお、光化学オキシダントの環境基準達成状況は、全国的に見ても極めて低い水準となっており、環境省の定める「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標（測定局別日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値）」を用いて、長期的な変化を評価していきます。
- 解体等工事に係る調査及び説明等（アスベスト有無の調査結果揭示）を確実に実施する必要があります。
- 大気汚染等に関する市民からの苦情が、年間60件程度寄せられています。その内訳をみると、野焼き（廃棄物の野外焼却等）や建設作業現場での解体工事による粉じんに関する苦情が多く、全体の9割を占めています。

## 2 今後の主な対応策

- 光化学オキシダント（Ox）等の大気汚染物質削減に向け、工場、事業場への立入検査により指導を行います。
- 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の常時監視を継続するとともに、1日の平均値が70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えると予想される場合には、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動は控えるよう市民に注意喚起を行います。
- ダイオキシン類の排出低減に向け、事業者に対して立入指導を行います。
- 原子力災害に備え、基礎データを蓄積するため、空間放射線量率を測定します。
- 関係部署と連携し、解体等工事の係る調査及び説明等（アスベスト有無の調査結果掲示）について周知啓発します。
- アスベスト飛散防止を徹底するため、アスベスト除去現場への立入調査を実施します。
- 関係部署と連携し、野外焼却の禁止について周知啓発します。

## 3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 （平成28）年度〕	目標値 （2022年度）	指標の見方
①大気汚染物質（NO <sub>2</sub> ）の環境基準達成率	100%	現状維持	一般環境大気測定局 3 測定局で環境基準を達成した日数／年間測定日数
②微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）の環境基準達成率	99%	現状維持	一般環境大気測定局 3 測定局で環境基準を達成した日数／年間測定日数
③一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	環境基準を達成した測定局数／全測定局数
④空間放射線量率測定の実施率	100%	現状維持	調査地点において週1回実施
⑤アスベスト除去現場への立入調査の実施率	100%	現状維持	特定粉じん排出等作業現場への隔離養生検査を実施

### コラム 化学物質と環境リスク

化学物質とは、化学反応で得られる化合物のことで、身の回りのものはほとんど化学物質でできています。また、ダイオキシン類やベンゼンなどは有害化学物質と言われていています。有害化学物質には様々なものがあり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法で指定されるもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律ではPCB（ポリ塩化ビフェニル）など31物質が第一種特定化学物質に指定され、製造及び輸入が原則禁止されています。

化学物質は生活を便利にする一方で、製造・使用・廃棄される過程で環境中に排出されることによって、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れがあり、これを「環境リスク」といいます。環境リスクの大きさは化学物質の有害性（毒性）の強さと、暴露量（体に取り込む量）によって決まります。毒性が強くても体に取り込まなければ影響は起こりません。また、体に取り込んでいても毒性がないか、十分低ければ問題は起こりません。

## 第2節 水・土壌環境の保全

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

##### 国・県の取り組み

- 河川や湖沼、かんがい用水路などの公共のために利用される水域や水路のことを「公共用水域」といい、環境基本法第16条第1項の規定による人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。また、「水質汚濁防止法」では健康に関する一律排水基準が定められています（表2-1-2）。

表2-1-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類による水質汚濁（河川の底質を含む）、土壌汚染に係る環境基準が定められています。
- 県では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画を策定し、常時監視を実施しています。

##### 本市の取り組み



- 本市には、長良川をはじめ、伊自良川や境川など数多くの河川や水路があります。また、長良川の恩恵を受けて、良質で豊富な地下水があります。
- 「岐阜県公共用水域の水質測定に関する計画」及び「同市計画」に基づき、環境基準点（8地点）で定期的に水質及び底質調査を実施しています（図2-1-2）。

##### 環境基準点

①長良川中流（藍川橋）	⑤境川上流（東辰新橋）
②長良川下流（長良大橋）	⑥境川下流（境川橋）
③伊自良川上流（繰舟橋）	⑦荒田川（出村）
④伊自良川下流（竹橋）	⑧鳥羽川（伊自良川合流前）

図2-1-2 岐阜市の河川と環境基準点

- 「岐阜県地下水の水質測定に関する計画」に基づき、調査地点（30 地点）でカドミウム等の健康項目について地下水の概況調査を実施しています（図 2-1-3）。
- 市内の河川や公園などで、河川水、河川底質及び地下水、土壌に係るダイオキシン類の常時監視を実施しています。
- 公共用水域の水質汚濁の原因として、家庭から排出される生活排水があげられます。公共用水域の汚濁負荷量を低減するため、「岐阜市生活排水処理基本計画」に基づき、市街化区域では下水道の整備を、市街化調整区域においては合併処理浄化槽の普及促進を進めています。
- 1984（昭和 59）年から 1986（昭和 61）年にかけて実施したトリクロロエチレン等使用事業所への調査で、市内 6 地区で地下水汚染が確認されました。その後も、定点井戸でモニタリング調査を行い、経年的に汚染状況や浄化対策の効果を把握しています。モニタリング調査で改善が認められた地区については、学識経験者の意見を基に汚染地区の解除や汚染範囲の縮小を行っています。
- 2004（平成 16）年に発覚した「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案」は、2008（平成 20）年から「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく特定支障除去等事業を実施し、2013（平成 25）年 3 月末に対策工事が完了しました。工事完了後も周辺環境への影響を監視するため、地下水、河川水、排水、土壌、河川底質及び大気等のモニタリング調査を継続しています（写真 2-1-4）。
- 長良川の上流域から下流域の 18 市町及び企業並びに環境保全活動団体により構成される協議会として「長良川流域環境ネットワーク協議会」を設立し、次世代を担う子ども達に対する環境教育を実施するとともに、長良川の上流域から下流域までの一斉水質調査、河川敷での清掃活動等を実施しています（写真 2-1-5）。

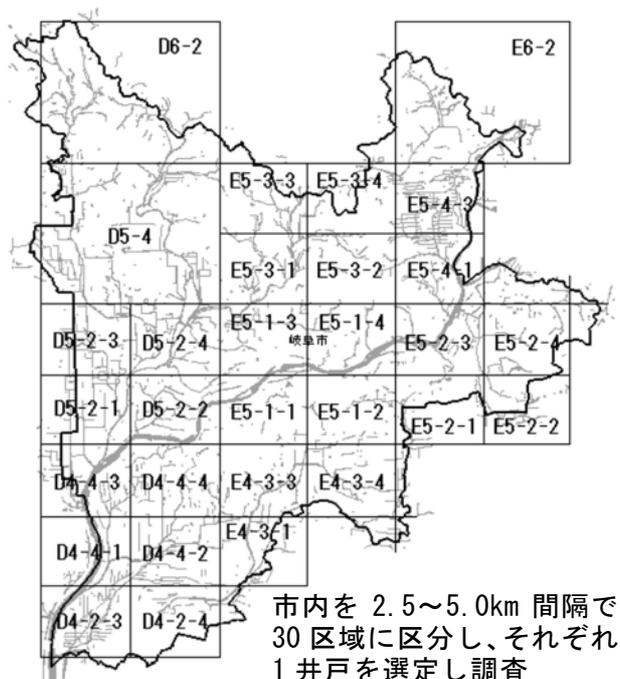


図 2-1-3 地下水概況調査 調査地点



写真 2-1-4 市北部地区産業廃棄物不法投棄事案現場



写真 2-1-5 長良川流域環境ネットワーク協議会の活動

## (2) これまでの取り組みの成果

- 環境基準点（8 地点）における水質及び底質調査の結果、人の健康の保護に関する項目について、全ての地点で環境基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する項目については、大腸菌群数を除いて概ね環境基準を達成しています。

- ・地下水の水質調査の結果、全ての地点で環境基準を達成しています。
- ・河川水、河川底質及び地下水、土壌のダイオキシン類についての常時監視の結果、環境基準を達成しています。
- ・テトラクロロエチレン等による地下水汚染は、その範囲が縮小傾向にあります。

### (3) 今後の課題

#### 定性的な課題

- ・長良川の水質は、上流地域の努力によって保たれていること、そしてきれいな水を下流地域に流さなければならないことを市民が意識することが必要です。
- ・河川等の汚濁に関する苦情が多く、発生源を特定する必要があります。
- ・近年、砒素による土壌汚染等が数多く発覚しています。

#### 定量的な課題

- ・本市では、河川水質の生活環境の保全に関する項目に関して、環境基準点（8 地点）における年間の総検体数（検査延べ数）のうち、各類型の基準値を達成した検体数の割合を、本市独自の基準である「岐阜市河川水質基準達成率」に設定しています。

$$\text{岐阜市河川水質基準達成率(\%)} = \frac{\text{各類型の基準値達成検体数}}{\text{年間の総検体数（検査延べ数）}} \times 100\%$$

この基準は一般的な水質の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）75%値と比べ厳しい基準となっています。河川水質基準の達成状況は 90%前後となっており、100%の達成となるよう、今後とも引き続き、監視を行っていきます。

- ・排水基準に適合していない事業場に対して、注意や勧告などの行政指導を実施していきます。
- ・水質等に係る公害苦情は年間 80 件ほど寄せられており、苦情の内容は、河川等の汚濁に関するものが最も多く、全体の約 4 割を占めています。

## 2 今後の主な対応策

### 水環境、土壌・地下水環境の保全

- ・河川の良質な水質を保持するため、定期的に水質及び底質調査を実施します。
- ・定期的に事業場の立入検査を実施し、排水基準の遵守を指導します（写真 2-1-6）。
- ・公共用水域における水質汚濁事故に速やかに対応するため、関係部署との間で「岐阜市河川事故対応措置」を作成し、被害の拡大防止に努めます。
- ・長良川流域環境ネットワーク協議会の活動を充実させます。
- ・長良川の良質な水質を PR するため、水源地の地下から汲み上げた水道原水をペットボトルに詰めた「清流長良川の雫」の啓発を行います（写真 2-1-7）。



写真 2-1-6 排水立入調査



写真 2-1-7 清流長良川の雫

- ・砒素等による汚染が判明した場合には、「土壌汚染対策法」に基づく措置や水質汚濁防止法に基づく周辺井戸水調査及び市民への周知などを行います。
- ・地下水の良質な水質を保持するため、地下水の概況調査を実施します。
- ・有害物質使用特定事業場、有害物質貯蔵指定施設の監視を実施します。
- ・ダイオキシン類の排出低減に向け、事業者に対して立入指導を行います。
- ・岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案モニタリング調査を継続していきます。

### 生活排水の対策

- ・市街化区域の下水道整備を推進します。市街化区域の下水道整備後、下水道区域に隣接する地域で下水道での採算が可能な地域については整備を進めます。
- ・下水道整備が当分の間見込まれない地域において、住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に設置費の一部を補助します。
- ・浄化槽の適正な維持管理について、指導・啓発を行います。

### 3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	指標の見方
①生物化学的酸素要求量 (BOD)の環境基準達成率	100%	現状維持	環境基準達成地点数／環境基準地点数(8地点)
②岐阜市河川水質基準達成率	89.6%	100%	環境基準点(8地点)における、各類型の基準値達成検体数／年間の検体数(検査延べ件数)
③排水基準適合率	94.1%	100%	排水基準の適合事業場数／排水基準適用事業場数
④地下水の概況調査における環境基準達成率	96.7%	100%	環境基準達成地点数／調査地点数(30区域)
⑤水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	環境基準達成地点数／調査地点数

### コラム 名水百選に選ばれた本市の水環境

#### ■長良川中流域：名水百選



郡上市高鷲町大日ヶ岳にその源を発し、中流域の美濃市・関市・岐阜市を貫流し伊勢湾に注ぐ一級河川。流域は自然環境に恵まれ、春はサツキマスが遡上し、夏は鮎が銀鱗をおどらせ、秋はモミジガニの姿が見られる。鵜飼も有名。

#### ■達目洞（逆川上流）：平成の名水百選



金華山の東山麓に位置する達目洞（逆川上流）。金華山からの湧水を水源とする逆川周辺には人と自然が共生する里山が広がり、絶滅危惧種のヒメコウホネをはじめ、貴重な動植物の宝庫となっている。

[資料：環境省 名水百選ポータル]

## 第3節 騒音・振動・悪臭の規制

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

##### 感覚公害

騒音・振動・悪臭などは「感覚公害」とも言われ、ある人には心地よい匂いや音も、ある人には不快といったように、感じ方に個人差のある公害です。発生源は様々で、自動車や鉄道、工場や建設工事などだけではなく、飲食店からの臭いや、家庭のエアコンの室外機、ペットの鳴き声などが原因となる場合もあります。

##### 国・県の取り組み

- ・「騒音規制法」や「振動規制法」により、工場及び事業場並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音、振動について規制を実施しています。
- ・「悪臭防止法」により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。
- ・岐阜県公害防止条例により深夜騒音等に関する規制等を実施しています。

##### 市の取り組み

- ・「都市計画法」に定める用途地域によって、市域を3つの類型に区分し、騒音調査を実施しています（表2-1-3）。

表2-1-3 一般地域の類型

類型	地域の区分
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域

- ・本市では、多数の中小企業が点在し、幹線道路が市域を縦横に走っています。これらの事業場、建設現場、自動車などから発生する騒音や振動に対応するため、騒音規制法に基づき、道路に面する地域の評価36路線のうち、毎年7路線程で順次、騒音調査を実施しています。
- ・市南東部の一部は、航空自衛隊岐阜基地の周辺地域であることから、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定がされており、4測定地点で航空機騒音の測定を行っています（表2-1-4及び図2-1-4）。

表2-1-4 類型別指定地域

類型	地域の区分
I	指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
II	指定地域のうち、I類型以外の地域。ただし、工業専用地域、航空自衛隊岐阜基地の敷地、河川区域を除く



図2-1-4 航空機騒音の環境基準指定地域

・騒音、振動、悪臭を発生させる工場及び事業場へ立ち入り検査を行い、規制や指導を行っています。

## (2) これまでの取り組みの成果

- ・道路での自動車騒音調査の結果、90%以上の地点で環境基準を達成しています。
- ・航空機騒音調査の結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

## (3) 今後の課題

### 定性的な課題

- ・騒音や振動、悪臭の原因は多岐に亘るため、それぞれ適切な測定や評価、規制が必要です。
- ・日常生活で発生する、いわゆる生活騒音などについて、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図る必要があります。

### 定量的な課題

- ・交通量の増加に伴い、自動車騒音に関する環境基準の達成率が悪化傾向にあります。
- ・悪臭に対する公害苦情件数は減少傾向にありますが、近年は飲食店に関する苦情が多くなっています。

## 2 今後の主な対応策

### 騒音・振動対策の推進

- ・工場、事業場に対して、規制や指導を行います。
- ・自動車や航空機に係る騒音調査を行い、必要に応じて管理者に環境改善を求めます。

### 悪臭対策の推進

- ・臭気発生事業場や悪臭苦情現場へ立ち入りを行い、必要に応じて悪臭物質濃度測定を実施して、指導を行います。

## 3 指標と目標値

指標名	現況値 (2016 (平成28)年度)	目標値 (2022年度)	指標の見方
①騒音環境基準達成率 (一般地域)	80%	100%	達成地点数／調査地点数
②騒音環境基準達成率 (自動車騒音)	92.9%	95%	達成戸数／調査路線沿道の 全戸数
③騒音環境基準達成率 (航空機騒音)	100%	現状維持	達成地点数／調査地点数

### コラム 残したい“日本の音風景100選”

長良川の鶺鴒 ～かがり火が照らし出す、昔ながらの音風景～

鶺鴒匠が鶺鴒を励ます「ホウホウ」という掛け声や、船縁を叩く「ドンドン」という音。鶺鴒が立てる水音。幻想的なその光景と音は、見る者を幽玄の世界へといざなってくれる。

1996（平成8）年、環境庁が公募した「将来に残したいと願う“音のある風景”」に長良川の鶺鴒が選定されています。

[資料：環境省 残したい“日本の音風景100選”]

## 第4節 環境美化の推進

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

##### 市の取り組み

- ・1999（平成11）年に「岐阜市まちを美しくする条例（以下「まちを美しくする条例」という。）」を制定し、空き缶等ごみの散乱防止や犬等のふん害の防止、そして、路上喫煙の禁止について必要な事項を定めています（表2-1-5）。

表2-1-5 まちを美しくする条例の概要

##### 基本理念（第3条）

- ・環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、全ての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行われなければならない。

##### 路上喫煙禁止区域内における喫煙の禁止（第12条）

- ・路上喫煙禁止区域内の公共の場所で喫煙してはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りではない。

##### 空き缶等ごみの投棄等の禁止（第13条）

- ・公共の場所や他人が占有している場所等において、空き缶等ごみの投棄や犬等の排泄したふんを放置してはならない。

- ・まちを美しくする条例により、毎年5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定め、主に自治会を中心に市内で一斉清掃活動を行っています（写真2-1-8）。

- 5月30日  
⇒5・3・0（ごみゼロ）運動
- 11月第3日曜日  
⇒クリーンシティぎふの日運動



写真2-1-8 一斉清掃活動（5・3・0運動）

- ・「岐阜市都市美化推進連絡協議会」が行う都市美化の推進活動（5・3・0運動、クリーンシティぎふの日運動、道路、公園、河川等の公共空間の清掃活動）に対して、補助金を交付しています。
- ・たばこの吸い殻のポイ捨て防止を目的に、まちを美しくする条例に基づき、路上喫煙禁止区域を指定しています。路上喫煙禁止区域内の公共の場所（指定喫煙場所を除く）で喫煙した場合には2,000円の過料を科しています（表2-1-6及び図2-1-5）。

表 2-1-6 路上喫煙禁止区域一覽

指定区域	効力発生日
JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬及び市役所周辺	2008（平成 20）年 10 月 1 日指定 2009（平成 21）年 1 月 1 日から過料徴収開始
金華山の 10 の登山道、岐阜公園の一部、川原町界隈	2011（平成 23）年 9 月 1 日指定 同日から過料徴収開始
みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺	2015（平成 27）年 8 月 1 日指定 同日から過料徴収開始



図 2-1-5 路上喫煙禁止区域図

- ごみのポイ捨てや犬等のふん放置の防止を呼び掛けるため、チラシや注意看板を作成し、配布しています(図 2-1-6 及び図 2-1-7)。



図 2-1-6 ポイ捨て防止啓発看板



図 2-1-7 ふん放置防止啓発看板

- 道路や公園などの公共空間の美化活動を行う団体を「岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”（以下「岐阜版アダプト・プログラム」という。）」として登録し、都市美化活動等の支援を行っています。ぎふまち育て隊には「一般型」「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4つのタイプがあります(図 2-1-8 及び表 2-1-7)。

表 2-1-7 岐阜版アダプト・プログラムの4つのタイプ



図 2-1-8 サインボード

一般型	公共空間での清掃活動 (通常のアダプト・プログラム)
創造型	維持管理までを念頭において、企画段階から市民が参加し、活動するもの
文化財型	民有地内にある、まちのシンボリックな文化財などの美化活動を対象としたもの
環境保全型	環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動

## (2) これまでの取り組みの成果

- 岐阜版アダプト・プログラムには2016(平成28)年現在147の団体が参加し、様々な美化活動を行っています。
- 路上喫煙禁止区域内では、「路上喫煙防止指導員」によるパトロールを実施しています。また、ポイ捨てごみ定点観測調査を年4回実施しており、路上喫煙禁止区域内の10地点におけるたばこの吸い殻の個数※は、路上喫煙禁止区域指定直後の2009(平成21)年度は計1,464個であったものが、2016(平成28)年度には計796個となっています。

※経年変化を見るため、ここでのたばこの吸い殻の個数には2015(平成27)年に路上喫煙禁止区域に指定したみんなの森ぎふメディアコスモス周辺の調査結果は含まれていません。

### (3) 今後の課題

#### 定性的な課題

- ・犬等のふん放置防止をチラシや看板で注意喚起しても配慮をしない人に対して、新たなルールづくりが必要です。
- ・路上喫煙禁止区域以外の地区においても、灰皿の設置されていない場所では路上喫煙しないよう努力する義務が課せられています。喫煙マナーの向上のための具体的な対策を行う必要があります。

#### 定量的な課題

- ・岐阜版アダプト・プログラム登録団体数が増え、活動の環が広がるように周知啓発する必要があります。
- ・近年、ポイ捨ての吸い殻数は横ばい傾向です。

## 2 今後の主な対応策

#### 地域の取り組みの推進

- ・地域の清掃活動を市民に紹介します。
- ・活動の輪が広がるように、岐阜版アダプト・プログラムの周知啓発に努めます。

#### 路上喫煙禁止啓発

- ・路上喫煙防止指導員による路上喫煙禁止区域のパトロールを継続します。
- ・路上喫煙禁止区域の周知徹底を図るため、路面標示や啓発看板の効果的な場所への設置を検討します。
- ・イベント開催時などにおいて街頭啓発を実施します。
- ・市内全域でたばこの吸い殻のポイ捨て防止を推進する仕組みを構築します。

#### 犬等のふん害対策

- ・関係部署と協働し、飼い犬の予防注射時に啓発チラシと啓発品を配布し、飼い主への直接的な啓発を実施します。
- ・市内全域への啓発チラシを回覧します。

## 3 指標と目標値

指標名	現況値 (2016 〔平成28〕年度)	目標値 (2022年度)	指標の見方
①岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	147 団体	170 団体	岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”の登録団体数
②市中心部におけるポイ捨てごみの総数	3,406 個	減少	ポイ捨てごみ定点観測調査によるポイ捨てごみの総数
③路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	1,565 個	減少	ポイ捨てごみ定点観測調査による路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数